

性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書

性犯罪や性暴力にあつては、その被害者の人権が著しく侵害され、被害者が自らを個人として尊重されるべき存在であると認識することが困難になる等の重大で深刻な被害が生じる。

同時に、被害者がその被害の性質上、支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角に過ぎない。

このような性犯罪等の被害の特殊性、深刻性に鑑み、被害者が被害を受けたときから直ちに必要かつ十分な支援を受け、中長期的にも支援が継続されなければならない。

よつて、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 被害者を救済するため、その支援施策等について定めた法律を制定すること。
- 2 被害者の多様なニーズに対応するため、24時間体制のワンストップ支援センターや電話相談窓口の設置など総合的な支援施策を策定し、財政上の措置を講ずること。
- 3 ワンストップ支援センターへの援助などを定める性犯罪等被害者支援基本計画を策定すること。
- 4 性犯罪等被害者支援基本計画の策定や関連する支援施策は、性犯罪等の被害の実態に即した形で行われるようにすること。
- 5 被害者の支援施策の実施状況に関する報告書を公表すること。
- 6 被害者の刑事手続等における負担を可能な限り軽減する方策や、未成年者に対する性犯罪の時効について撤廃も含めて検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月16日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

宛て

財務大臣

厚生労働大臣

国家公安委員会委員長

男女共同参画担当大臣